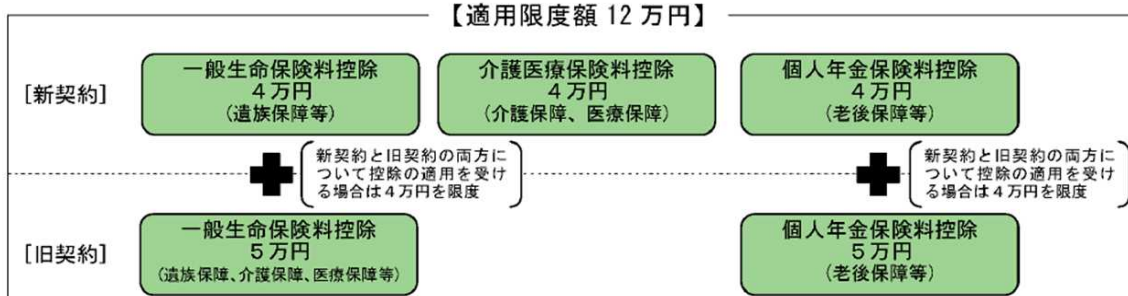


生命保険料控除が変わります。

平成22年の税制改正で決定しています。
平成24年からの変更になります。



【改正後の生命保険料控除の概要】



上記の図は、国税庁のパンフレットからの抜粋です。
これをもとに、事例にて、説明します。

平成23年12月31日以前の契約のみの場合は、

従来通りです。図では、【旧契約】と記載されている部分です。
2つの区分の契約に加入すれば、最大**10万円**の控除を受けることができます。

平成24年1月1日以降の契約のみの場合です。

【新契約】を見てください。3つに区分されます。
例えば、一般生命保険料のみの場合は、4万円が控除の限度額になります。
3つの区分の契約に加入すれば、最大**12万円**の控除を受けることができます。

【新契約】には、23年12月31日前に締結した契約につき、転換、保障見直し、更新、継続、満期更改、中途更改、特約の付加、被保険者の増加、特約の更新によって新たに保険契約等が締結されたものが含まれる。

【旧契約】を持っている人が、さらに【新契約】を結んだ場合はどうなるか。

- 事例① 【旧契約】【一般生命保険料控除】—5万円の人が、
【新契約】【一般生命保険料控除】—2万円の控除額の新契約に加入すると
 $5万円 + 2万円 > 4万円$ で、限度額4万円を超えますので、控除額は、4万円です。
- 事例② 【旧契約】【一般生命保険料控除】—5万円の人が、
【新契約】【個人年金保険料控除】—3万円の控除額の新契約に加入すると
個別にみても、限度額以内であり、
合計金額で見ても、 $5万円 + 3万円 < 12万円$ になり、限度額以内。
 $5万円 + 3万円 = 8万円$ の控除を受けることができる。
- 事例③ 【旧契約】で医療保険にのみ加入していた人が、これを解約し、
【新契約】の医療保険に加入した。
4万円を限度とした生命保険料控除を受けることができます。
- 事例④ 【旧契約】【一般生命保険料控除】—5万円
【旧契約】【個人年金保険料控除】—5万円の人が
【新契約】【介護医療保険料控除】—4万円のものに加入した。
 $5万円 + 5万円 + 4万円 = 14万円 < 12万円$ ですので、
全体の控除額は、12万円になります。

生命保険会社から受け取る控除証明書に適用のこの区分の記載があるものと思います。